

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

ア 建築物省エネ法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(ア) 建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する基準に適合すると市長が認めた場合	① 1戸建ての住宅		1戸につき 5,000円	
		② 1の共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 21,000円	
		③ ①及び②以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 27,000円	
		(イ) (ア) 以外の場合	① 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1戸につき 34,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの			1戸につき 38,000円	
	② 1の共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 68,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 114,000円	
	③ ①及び②以外の建築物		a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法（以下この項において「モデル建物法」という。）による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 144,000円
			b a以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 224,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 362,000円

イ 建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(ア) 建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する基準に適合すると市長が認めた場合	① 1戸建ての住宅		1戸につき 3,000円	
		② 1の共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 5,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 11,000円	
		③ ①及び②以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 5,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 14,000円	
		(イ) (ア) 以外の場合	① 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1戸につき 18,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの			1戸につき 20,000円	
	② 1の共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 35,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 57,000円	
	③ ①及び②以外の建築物		a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 43,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 72,000円
	b a以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 112,000円		
	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 181,000円			

ウ 建築物省エネ法第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(ア) 建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると市長が認めた場合	① 1戸建ての住宅		1戸につき 5,000円	
		② 1の共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 21,000円	
		③ ①及び②以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以上のもの		1件につき 27,000円		
	(イ) (ア) 以外の場合	① 1戸建ての住宅	a 省令第1条第1項第2号のイの(1)の(i)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1戸につき 34,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1戸につき 38,000円
			b 省令第1条第1項第2号のイの(2)の(ii)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1戸につき 18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1戸につき 19,000円
			c 省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1戸につき 18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1戸につき 19,000円
		② 1の共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第1条第1項第2号のイ(1)及びロ(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 68,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 114,000円
			b 省令第1条第1項第2号のイの(2)の(ii)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 33,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 57,000円
			c 省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 33,000円
床面積の合計が300平方メートル以上のもの				1件につき 57,000円	
③ ①及び②以外の建築物	a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 144,000円		
	b a以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 224,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 362,000円		

(備考)

1 ア又はイの場合において、1の申請に係る計画に2以上の建築物(審査を要する建築物に限る。)が含まれているときは、それぞれの建築物に應ずるア又はイに定める額(イの場合における計画に追加しようとする建築物にあっては、アに定める額)を合算した額とする。

2 イの場合において、計画に追加しようとする建築物の数が1であるとき(審査を要する建築物が2以上である場合を除く。)は、当該建築物に應ずるアに定める額とする。

3 次の(1)から(3)までに掲げる規定の場合において、1の申請に係る計画に含まれる住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とするときは、当該住宅部分の共用部分の床面積は、アからウまでに掲げる床面積には算入しないものとする。

(1) アの(ア)の②及び(イ)の②

(2) イの(ア)の②及び(イ)の②

(3) ウの(ア)の②並びに(イ)の②のa及びb

4 ウの(ア)の②(省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認した方法による申請に限る。)及び(イ)の②のcの場合においては、1の申請に係る計画に含まれる住宅部分の共用部分の床面積は、ウに掲げる床面積には算入しないものとする。

5 次の(1)から(6)までに掲げる規定の場合において、1の申請が住宅以外の部分を含むものに係るものであるときは、当該規定に定める額に、当該住宅以外の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次の(1)から(6)までに定める規定に定める額を加えた額とする。

(1) アの(ア)の①又は② 同(ア)の③

(2) アの(イ)の①又は② 同(イ)の③

(3) イの(ア)の①又は② 同(ア)の③

(4) イの(イ)の①又は② 同(イ)の③

(5) ウの(ア)の①又は② 同(ア)の③

(6) ウの(イ)の①又は② 同(イ)の③

6 ア又はイの場合において、建築物省エネ法第30条第2項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があったときは、ア又はイに定める額に、この表(3)に定める区分に応じ、それぞれ同表(3)に定める額を加えた額とする。